

液化石油ガス設備工事届について

1 液化石油ガス工事設置届が必要となる要件（液化石油ガス法第38条の3等）

以下の2つの要件を全て満たす場合は届出が必要

▶要件1：多数の者が出入り又は居住する次の施設又は建築物に設置

- ・ 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設
- ・ キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
- ・ 貸席及び料理飲食店
- ・ 百貨店及びマーケット
- ・ 旅館、ホテル、寄宿舍及び共同住宅
- ・ 病院、診療所及び助産所
- ・ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校
- ・ 図書館、博物館及び美術館
- ・ 公衆浴場
- ・ 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
- ・ 神社、寺院、教会その他これらに類する施設
- ・ 床面積の合計が1,000㎡以上である事務所（上記を除く。）

▶要件2：次の貯蔵能力を有する設備を設置

【容器の場合】

500kgを超え、3,000kg未満のもの

【バルクの場合】

500kgを超え、1,000kg未満のもの

※容器3,000kg以上又はバルク1,000kg以上の場合は設置許可申請が必要。

2 提出書類（3部提出）

工事完了後、速やかに以下の書類等を揃えて、災害対策課産業保安担当あて提出すること。

容器の場合

提出書類	説明
液化石油ガス設備工事届書	<ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガス法施行規則第88条の規定による様式第48の届書を使用のこと。
設備設置場所位置図	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図等で、設置場所周辺の状況（第一種保安物件、第二種保安物件の位置）がわかるもの
容器保管場所位置図	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の容器保管場所の位置がわかるもの（1000kg以上の場合は保安物件の距離を明示） 容器に最も近い火気の位置を明示するとともに、火気までの距離を明記。 火気までの距離が2m未満の場合は、対応措置（障壁の設置等）を明記。
容器保管場所（ボンベ庫）図面	<ul style="list-style-type: none"> 外観及び内部の様子がわかるもの 市販のボンベ庫を利用する場合は、そのカタログ等
設置本数の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 液石ガスの必要量計算書等、容器設置数量の根拠がわかるもの
配管系統図	<ul style="list-style-type: none"> 配管の系統がわかるもの
気密試験結果	<ul style="list-style-type: none"> チャート
設備士免状(写)	<ul style="list-style-type: none"> 現場施工した者が保有する免状の写し
現場写真	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所（ボンベ庫等）外観：正面、側面、注意看板、消火設備設置状況等がわかるもの 保管場所（ボンベ庫等）の内部の状況：鎖等の転倒防止措置等がわかるもの ボンベ庫と火気の位置関係がわかるもの

※その他、内容に応じ、上記以外で基準適合確認のため必要な資料を求めることがある。

バルクの場合

提出書類	説 明
液化石油ガス設備工事届書	<ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガス法施行規則第88条の規定による様式第48の届書を使用のこと。
バルク容量の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 液石ガスの必要量計算書等、必要なバルク容量の根拠がわかるもの
設備設置場所位置図	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図等で、設置場所周辺の状況（第一種保安物件、第二種保安物件の位置）がわかるもの バルクから保安物件までの距離を明記。
バルク位置図（平面図）	<ul style="list-style-type: none"> 施設内でのバルクの位置がわかるもの バルク容器に最も近い火気的位置を明示するとともに、火気までの距離を明記。 火気までの距離が2 m未満の場合は、対応措置（障壁の設置等）を明記。
バルク図面	<ul style="list-style-type: none"> バルク構造図等 付属機器の設置位置がわかるもの
調整器図面	<ul style="list-style-type: none"> 検査成績書も添付のこと。
特定設備検査合格証	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス保安協会発行の証明書（写）
認定試験者試験等成績書	<ul style="list-style-type: none"> バルク各付属品の成績書（付属品明細も添付のこと。）
ガス漏れ警報器資料	<ul style="list-style-type: none"> 設置した警報器の性能等がわかるもの（カタログ等）
配管系統図	<ul style="list-style-type: none"> 配管の系統がわかるもの
気密試験結果	<ul style="list-style-type: none"> チャート
設備士免状(写)	<ul style="list-style-type: none"> 現場施工した者が保有する免状の写し
現場写真	<ul style="list-style-type: none"> バルク設置場所外観：正面、側面、注意看板、消火設備設置状況等がわかるもの バルク基礎部分の内部の状況：転倒防止措置、アース線等がわかるもの バルクと火気的位置関係がわかるもの

※その他、内容に応じ、上記以外で基準適合確認のため必要な資料を求めることがある。